

## ○中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用取扱要領

平成28年8月30日決裁

### 中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用取扱要領

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用取扱要領（平成27年3月24日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要領は、中津川市（以下「市」という。）の健康づくり推進事業である8万人のヘルスアップのイメージキャラクター「けんぱちくん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用承認申請）

**第2条** キャラクターを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認申請書（様式第1号）を中津川市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、営利を目的とする活動（利益を得て、物品等を販売する場合を含む。）を行わない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認申請書（様式第1号）の提出を省略することができる。

- （1）市又は市の関係団体が、その業務に関し使用するとき。
- （2）市内の幼稚園、保育園、小中学校、高校等が、教育目的で使用するとき。
- （3）報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- （4）その他市長が適当と認めたとき。

（使用承認）

**第3条** 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- （1）法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （2）特定の個人、政治、思想若しくは宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （3）市又はキャラクターの品位を損なう使用内容であると判断されるとき。
- （4）第5条に規定する遵守事項が守られないおそれがあると認められるとき。
- （5）その他市長が使用について不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき使用承認した場合は中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、不承認の場合は中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を承認する場合において、必要な条件を付することができる。

（使用料）

**第4条** キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守項目）

**第5条** キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）中津川市キャラクター使用承認申請書に記載された物品等又は使用目的以外に使用しないこと。

- (2) キャラクターのイメージを損なうような使用はしないこと。
- (3) 使用承認の範囲を逸脱しないこと。
- (4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (5) キャラクターの図形を変形し、縦横の比率を変更し、又はパーツを切り離さないこと。
- (6) キャラクターに他の図形を重ね、頭に帽子等をかぶせ、又は手にもものを持たせないこと。
- (7) キャラクターの色を変えないこと。ただし、指定色を白黒印刷したものは可とする。
- (8) リニア中央新幹線のデザインのものについては、市の発行物又は市主催の催事で無償配布するグッズのみの使用とし、それ以外の使用は禁ずる。

(承認内容の変更申請)

**第6条** 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき変更の承認をした場合は中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、不承認の場合は中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により、使用者へ通知する。

3 市長は、前項の規定により変更を承認する場合において、必要な条件を付することができる。  
(使用承認の取消し)

**第7条** 市長は、使用者がこの要領又は承認の内容に違反していると判断した場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づき承認を取り消した場合は、中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認取消書（様式第5号）により使用者へ通知するものとする。

(使用状況の報告等)

**第8条** 市長は、使用者にデザイン等の使用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(責任の制限)

**第9条** 第7条の規定による使用承認の取消しによって生じた損害に対し、市長は一切の責任を負わない。

2 使用者と第三者との間において、キャラクターの使用により損害又は損失の発生その他争いが生じた場合は、市長は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 市長は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務の処理)

**第10条** この要領に基づくキャラクターの取扱事務は、市健康福祉部健康医療課で処理する。

(その他)

**第11条** この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成30年4月18日決裁）

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1号（その1）（第2条関係）

様式第1号（その1）（第2条関係）

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認申請書  
(物品等を販売する場合)

年 月 日

中津川市長 あて

申 請 者 住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

(代表者)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

E-MAIL \_\_\_\_\_

中津川市健康づくり推進事業キャラクター「けんぱちくん」を次のとおり使用したいので申請します。  
なお、中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用取扱要領を遵守することを誓約します。

物品等の商品名	
物品等の種類	種類
具体的な使用内容 ※製造数量・サイズ、販売 価格、販売先・場所等(別 紙可)	
加工食品製造場所	※食品販売の場合のみ記入
使用開始日	年 月 日 から
添付書類	1 申請者の概要がわかる資料（法人その他の団体である場合に限る。） 2 使用対象物の見本等 3 その他参考になるもの（営業許可証（写し）及び製造許可証（写し） （食品の場合のみ。ただし、保健所の許可が不要な食品の場合を除く。）

## 様式第1号（その2）（第2条関係）

様式第1号（その2）（第2条関係）

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認申請書  
(物品等の販売以外)

年 月 日

中津川市長 あて

申 請 者 住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

(代表者)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

E-MAIL \_\_\_\_\_

中津川市健康づくり推進事業キャラクター「けんぱちくん」を次のとおり使用したいので申請します。  
なお、中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用取扱要領を遵守することを誓約します。

使用目的 (事業名等)	
使用用途 (使用形態)	<input type="checkbox"/> 印刷物 ( ) <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物 ( ) <input type="checkbox"/> WEB ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な使用内容 ※制作数量・サイズ、使用場所・回数等 (別紙可)	
使用開始日	年 月 日 から
添付書類	1 申請者の概要がわかる資料 (法人その他の団体である場合に限る。) 2 使用対象物の見本等 3 その他参考になるもの

様式第2号（第3条、第6条関係）

様式第2号（第3条、第6条関係）

（表面）

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

中津川市長

印

年 月 日付けで申請のあった、中津川市健康づくり推進事業キャラクター「けんぱちくん」の使用（変更）について、次のとおり承認します。

承認番号	第 号
物品等の商品名・種類又は使用目的・使用用途	
具体的な使用内容	
使用開始日	年 月 日 から
使用条件	

裏面の注意事項を守り、適正に使用してください。

(裏面)

## 注意事項

使用する際は、次に掲げる事項を守り正しく使用してください。

- (1) 中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認申請書に記載された物品等又は使用目的以外に使用しないこと。
- (2) キャラクターのイメージを損なうような使用はしないこと。
- (3) 使用承認の範囲を逸脱しないこと。
- (4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (5) キャラクターの図形を変形したり、縦横の比率を変更したり、パーツを切り離したりしないこと。
- (6) キャラクターに他の図形を重ねたり、頭に帽子などをかぶせたり、手にものを持たせないこと。
- (7) キャラクターの色を変えないこと。ただし、指定色を白黒印刷したものは可とする。
- (8) リニア中央新幹線のデザインのものについては、市の発行物又は市主催の催事で無償配布するグッズのみの使用とし、それ以外の使用は禁ずる。

様式第3号（第3条、第6条関係）

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

中津川市長

印

年 月 日付けで申請のあった、中津川市健康づくり推進事業キャラクターの使用（変更）については、次の理由により承認できません。

理 由	
-----	--

様式第4号（第6条関係）

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認変更申請書

年 月 日

中津川市長 あて

申請者 住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

(代表者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

E-MAIL \_\_\_\_\_

承認番号第 \_\_\_\_\_ 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
物品等の商品名・種類又は使用目的・使用用途		
具体的な使用内容		
使用期間		
変更理由		
添付書類	変更内容が確認できる資料等	



様式第5号 (第7条関係)

中津川市健康づくり推進事業キャラクター使用承認取消書

年 月 日

様

中津川市長

印

年 月 日付け承認番号第 号で承認した中津川市健康づくり推進事業キャラクターの使用については、次の理由により承認を取り消します。

理 由	
-----	--